

平成31年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

国庫債務負担行為分(年度またぎ事業)のご案内
〈2次公募〉



単年度事業や複数年度事業では
スケジュール上申請できない方でも、
申請いただける制度があります。

年度またぎ事業

2年度分の交付決定がなされるため、
2020年 **2月から4月の期間も、**
事業が実施可能です!



〈公募期間〉 2019年10月11日～11月15日

事業実施できる期間

年度またぎ事業は、年度をまたいで事業が実施できます。

	2019年度(1年度目)		2020年度(2年度目)		
	2020年 ～1月	2020年 2月～3月	2020年 4月	2020年 2021年 5月～1月	2021年 2月～3月
【参考】 複数年度 事業	事業完了日	補助対象経費に係る 事業は実施できません		交付決定日	事業完了日
年度またぎ 事業		2月～4月に 事業が実施できます			事業完了日

年度またぎ事業に申請するための条件等は、裏面をご覧ください。

申請の要件

申請の際は補助事業が、以下の【1】と【2】の両方を満たすことをご確認ください。

【1】下記のエネルギー使用合理化等事業者支援事業のいずれかの要件を満たしているか？

- | | |
|----------|------------|
| (a) 一般事業 | (b) 大規模事業 |
| (c) 連携事業 | (d) エネマネ事業 |

【2】2020年2月から4月の期間に事業実施せざるを得ない**外的要因**(※) または、**特段の事由**があるか？

(※) 外的要因とは、法令等の規定による制約や、連携する事業者間の協定による制約等による要因をいいます。

年度またぎ事業として認められた例

- ▶ A社工場は、5月～翌年2月までは繁忙期であり、本期間内に生産を停止した場合、取引先に多大な影響を与えるため、生産を停止することができない。
このため法定点検は3月～4月に予定している。取引先との契約及び法定点検時期を踏まえると、工場の稼働を停止した3月～4月のタイミングで省エネルギー設備投資をする必要があり、年度またぎ期間に設備更新の工事を実施する。
- ▶ B社工場は供給先との契約上、従来より指定された期間は稼働し続けることが定められている。本設備更新工事は、工場の稼働停止が必須条件であるため、供給先との契約上で稼働停止が可能である年度またぎ期間に補助対象となる工事を実施せざるを得ない状況である。
- ▶ C社プラントはコンビナートの一部に設置されており、周辺地域工場の法定検査にあわせて3月から4月のみ停止することができる。
そのため、本事業で実施する工事のうち、補助対象となる既存配管の改造工事については、プラントを停止する年度またぎ期間に実施せざるを得ない。

年度またぎ事業予算額

2019年度分：約1億円(年度またぎ事業1年度目分)

2020年度分：約3.8億円(年度またぎ事業2年度目分)

申請をご検討の方は、お気軽にお問い合わせください！

I.工場・事業場単位

03-5565-4463

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

一般社団法人
sii 環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

<https://sii.or.jp/>